

# 旧優生保護法に係るこれまでの経緯

## 昭和23年 優生保護法の制定（議員立法）

- ◆ 議員立法により全会一致で成立。
  - ◆ 人口過剰問題やヤミ堕胎の増加を背景に、優生思想の下、不良な子孫を出生することを防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的として、優生手術（不妊手術）や人工妊娠中絶等について規定。（昭和23年9月11日施行）
- ※ 昭和24年～平成8年までに、同法に基づき約2万5千件の優生手術が実施

## 平成8年 優生保護法を母体保護法に改正（議員立法）

- ◆ 障害者の権利の実現に向けた取組が進められる中、障害者を差別する優生思想を排除するため、法律名を改正するとともに、遺伝性精神疾患等を理由とする優生手術（不妊手術）及び人工妊娠中絶に関する規定を削除。

平成30年1月 旧優生保護法国家賠償請求訴訟、最初の提訴（仙台地裁）。以降、各地で提訴。

平成31年4月24日 旧優生保護法一時金支給法が議員立法で成立。即日公布・施行。

※令和6年4月5日 一時金支給法改正案が成立し、請求期限を5年間延長。

- ◆ 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に320万円を支給。（請求件数1,405件、認定件数1,198件）【令和7年7月31日時点】
- ◆ 「明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと」という判断基準の下、広く支給対象にしていく方向で審査会において審査。（これまで計55回開催）【令和6年12月末時点】

## 令和6年7月3日 最高裁大法廷判決

- ◆ 旧優生保護法の優生手術に関する規定は違憲。原告らの損害賠償請求権の行使に対して国が除斥期間の主張をすることは、信義則に反し、権利の濫用として許されない。
- ◆ 最高裁判決に基づき、賠償額として、本人のみの場合は1500万円、本人及びその配偶者の場合は本人に1300万円、配偶者に200万円が確定。
- ◆ 本判決を受け、総理から、国会ともよく相談しながら、新たな補償の在り方について可能な限り早急に結論を得られるよう、検討を進める旨の指示。

## 令和6年7月17日 原告団等と岸田総理との面会

- ◆ 原告団の方々とお会いし、政府を代表して、心から謝罪。
- ◆ 岸田総理より、①係属訴訟の早期和解。②新たな補償の仕組みの創設（議員立法の検討）。③偏見差別の根絶に向けた、全府省庁による新たな体制の構築を表明

## 令和6年9月30日 基本合意書締結

- ◆ 原告団等と国との間で「基本合意書」を締結。
- ◆ 今後、この合意書を基に①法に基づく全ての被害者に対する補償の実現に向けた施策の実施と、②継続的・定期的な協議の場の開催を行う。

## 令和6年10月8日 旧優生保護法補償金等支給法が議員立法により全会一致で成立 ※超党派議連において法案作成

- ◆ 令和6年10月7日に法案が提出され、8日に成立。10月17日に公布された。
- ◆ 法案の動きにあわせて、衆・参で「旧優生保護法に基づく優生手術等の被害者に対する謝罪とその被害の回復に関する決議」も全会一致で可決。

## 令和7年1月17日 旧優生保護法補償金等支給法が施行 原告団等と石破総理との面会

- ◆ 法の施行にあわせて、原告団の方々と面会し、心からの謝罪を改めてお伝えするとともに、原告団の方々からこれまでの経験や思いをお伺い。
- ◆ 石破総理より、新たな補償が被害者の方々に届くよう力を尽くしていくことを表明。

## 令和7年3月27日・9月30日 「第1回・第2回 旧優生保護法問題の全面解決に向けた協議」開催（三原大臣等対応）

## 令和8年1月21日 原告団等と高市総理との面会

- ◆ 法の施行後1年に際して、原告団の方々と面会し、心からの謝罪を改めてお伝えするとともに、原告団の方々からこれまでの経験や思いをお伺い。
- ◆ 高市総理より、法に基づく補償が被害者の皆様に着実に届くよう力を尽くしていくことを表明。

# 旧優生保護法について

## 昭和23年 優生保護法の制定（議員立法）

- ◆ 議員立法により全会一致で成立。
- ◆ 人口過剰問題やヤミ堕胎の増加を背景に、優生思想の下、不良な子孫を出生することを防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的として、優生手術（不妊手術）や人工妊娠中絶等について規定。

## 平成8年 優生保護法を母体保護法に改正（議員立法）

- ◆ 障害者の権利の実現に向けた取組が進められる中、障害者を差別する優生思想を排除するため、法律名を改正するとともに、遺伝性精神疾患等を理由とする優生手術（不妊手術）及び人工妊娠中絶に関する規定を削除した。

## 【法の概要及び件数（昭和24年から平成8年）】

### 1. 優生手術

- ◆ 遺伝性疾患等を理由とした優生手術（不妊手術）として、本人同意の有無等に基づいて3類型を規定。
- ◆ 本人の同意によらないものは、都道府県に設置された「優生保護審査会」にて、審査・決定。
- ◆ 本法の定めによらない不妊手術は禁止。

※ 旧優生保護法第3条に母体保護を理由とする手術の規定があったが、これらは平成8年改正後の母体保護法においても「母体の健康を著しく害するおそれのある」場合として認められている。

本人同意不要		本人同意	
審査会決定	保護者同意 審査会決定		
4条	12条	3条	
遺伝性疾患	非遺伝性疾患	遺伝性疾患等	らい疾患
14,566件	1,909件	6,967件	1,551件
約1万6,500件		約8,500件	
約2万5,000件			

※ 3類型の詳細は以下のとおり

- ▶ 4条（医師の申請・審査会決定）：本人の遺伝性の精神病・精神薄弱、顕著な遺伝性身体疾患等を理由とした手術。医師に申請義務がある。公益上の必要性が審査要件。
- ▶ 12条（医師の申請・保護者同意・審査会決定）：本人の非遺伝性の精神病・精神薄弱を理由とした手術。本人保護の必要性が審査要件。
- ▶ 3条（本人同意・医師の認定）：本人、配偶者の遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患等、四親等以内の血族の遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱等、らい疾患を理由とした手術。

### 2. 人工妊娠中絶

- ◆ 医師は、次のいずれかに該当する者に対して、本人と配偶者の同意を得て、優生上の理由による人工妊娠中絶を行える。

- ・ 本人又は配偶者が精神病、精神薄弱、精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇型を有しているもの
- ・ 本人又は配偶者の四親等以内の血族関係にある者が遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇型を有しているもの
- ・ 本人又は配偶者がらい疾患にかかっているもの

※ このほか、母体保護を理由とする人工妊娠中絶の規定があり、これらは平成8年改正後の母体保護法においても、「妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの」、「暴行若しくは脅迫によって又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて妊娠されたもの」として認められている。

- ◆ 本人が精神病患者又は精神薄弱者であるときは、保護者等の同意をもって本人の同意とみなすことができる。
- ◆ 優生上の理由により実施された人工妊娠中絶の件数は約5万9千件。

【手術件数、人工妊娠中絶出典】昭和24年～昭和27年：「衛生年報」（厚生省）、昭和28年：「昭和50年度 優生保護法指定医師研修会資料」（主催：厚生省協力：日本母性保護医協会）、昭和29年～昭和34年：「衛生年報」（厚生省）、昭和35年～平成7年：「優生保護統計報告」（厚生省）、平成8年：「母体保護統計報告」（厚生省）

# 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（概要）

## 概要

### 1. 前文

国会及び政府は、最高裁大法廷判決を真摯に受け止め、特定疾病等に係る方々を差別し、生殖を不能にする手術を強制してきたことに関し、**日本国憲法に違反する立法行為を行い及びこれを執行し優生上の見地からの誤った目的に係る施策を推進してきたことについて、深刻にその責任を認め深く謝罪する**。また、これらの方々が人工妊娠中絶を強いられたことについても、深く謝罪する

### 2. 補償金の支給

**対象**：旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人又は特定配偶者（本人又は特定配偶者が死亡している場合はその遺族(配偶者、子、父母、孫等)）

**支給額**：本人 1500万円 特定配偶者 500万円

※特定配偶者とは、本人の手術日から本法公布日の前日までに婚姻(事実婚含む)していた方等

### 3. 優生手術等一時金の支給

※現行の一時金支給法の内容を本法に規定する

**対象**：旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人で生存している方

**支給額**：320万円

### 4. 人工妊娠中絶一時金の支給

**対象**：旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた本人で生存している方

- ▶旧優生保護法規定の優生上の要件（遺伝性疾患、精神病等）に該当する者
- ▶上記と同様の事情にある者として内閣府令で定めるもの

**支給額**：200万円 ※人工妊娠中絶の回数や子どもの有無にかかわらず一律に支給する

※3の優生手術等一時金を受給した場合には支給しない

### 5. 請求期限

2～4のいずれも施行日から起算して5年（期限に関する検討条項あり）

### 6. 請求手続

請求により、認定審査会の審査を経て、内閣総理大臣が認定

### 7. 調査検証

国は、優生手術等及び人工妊娠中絶に関する調査を行い、これらが行われた原因及び再発防止措置について検証を行う

**施行日**：公布日から3月を経過した日（令和7年1月17日）

## 請求状況等（令和8年1月末時点）

### <請求受付件数、認定件数、相談件数>

請求件数については、月ごとで見ると、直近の1月は77件であり、それまでの累計で2,383件、認定件数については直近の1月は48件であり、それまでの累計で1,677件。

一方で、月ごとの相談・請求件数については、減少傾向にある。

	補償金				優生手術等 一時金	人工妊娠 中絶一時金	計
	本人	特定配偶者	本人の遺族	特定配偶者の遺族			
請求受付件数	1,033	291	438	192	255	174	2,383
認定件数	826	230	313	149	90	69	1,677
相談件数	-	-	-	-	-	-	のべ6,860

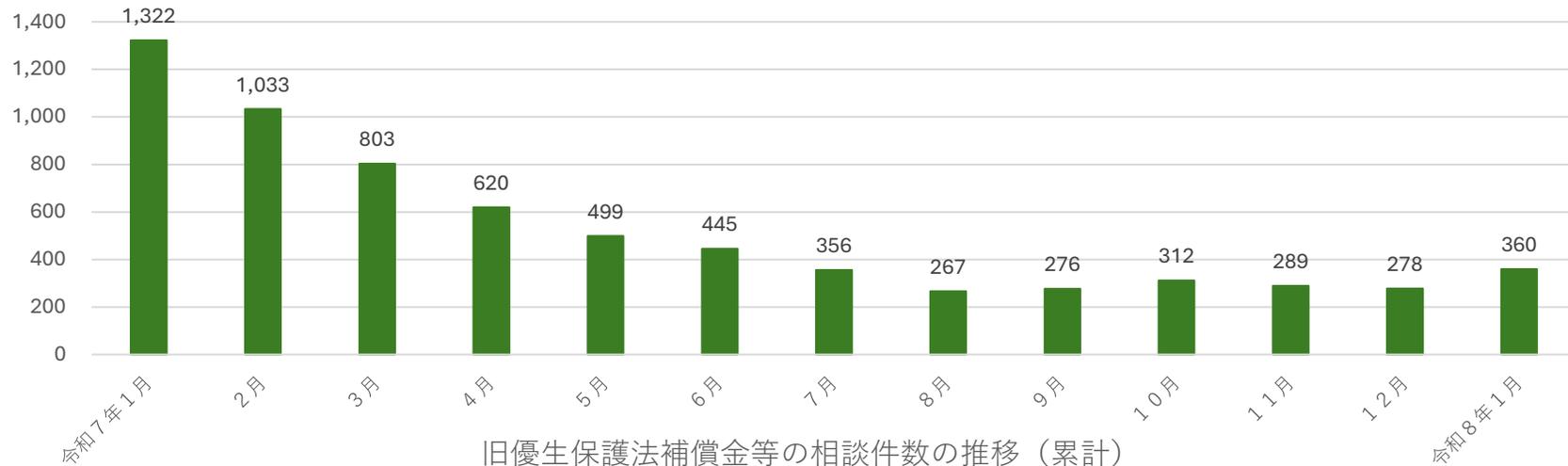
※ このほか、一時金支給法により請求を受け付けた一時金の認定件数が、1,198件

# 旧優生保護法補償金等の相談・請求・認定の状況（令和8年1月末）

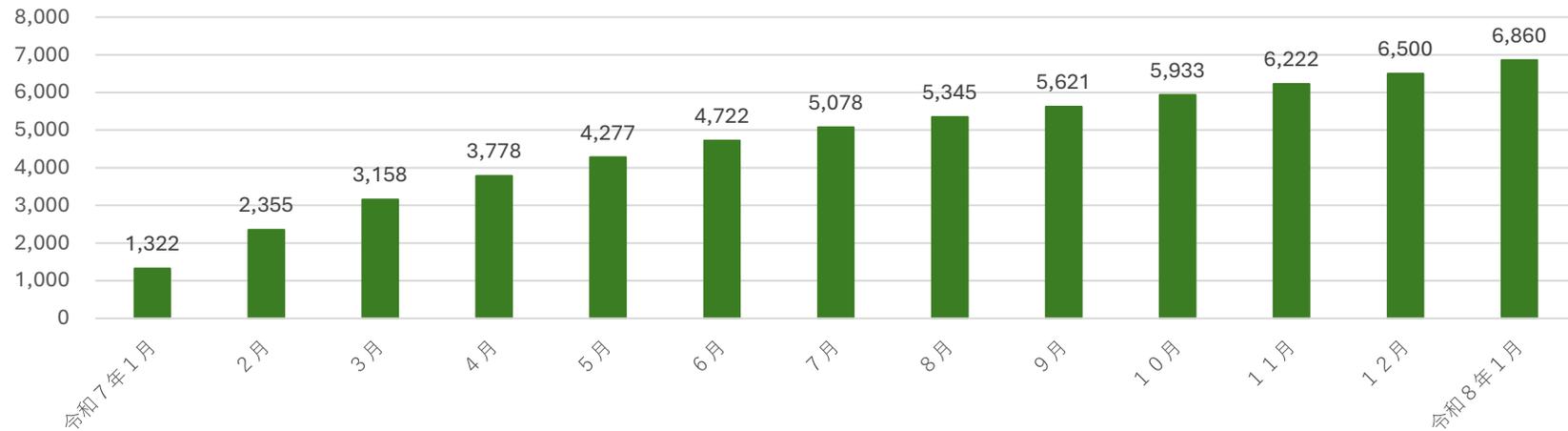
## 相談件数

- 法施行直後の令和7年1月は全国で1,322件の相談があったものの、月ごとに見ると減少傾向にあり、令和8年1月には360件となっている。
- 被害にあわれた全ての方に補償を届けるという観点から、一層の周知・広報が必要。

旧優生保護法補償金等の相談件数の推移



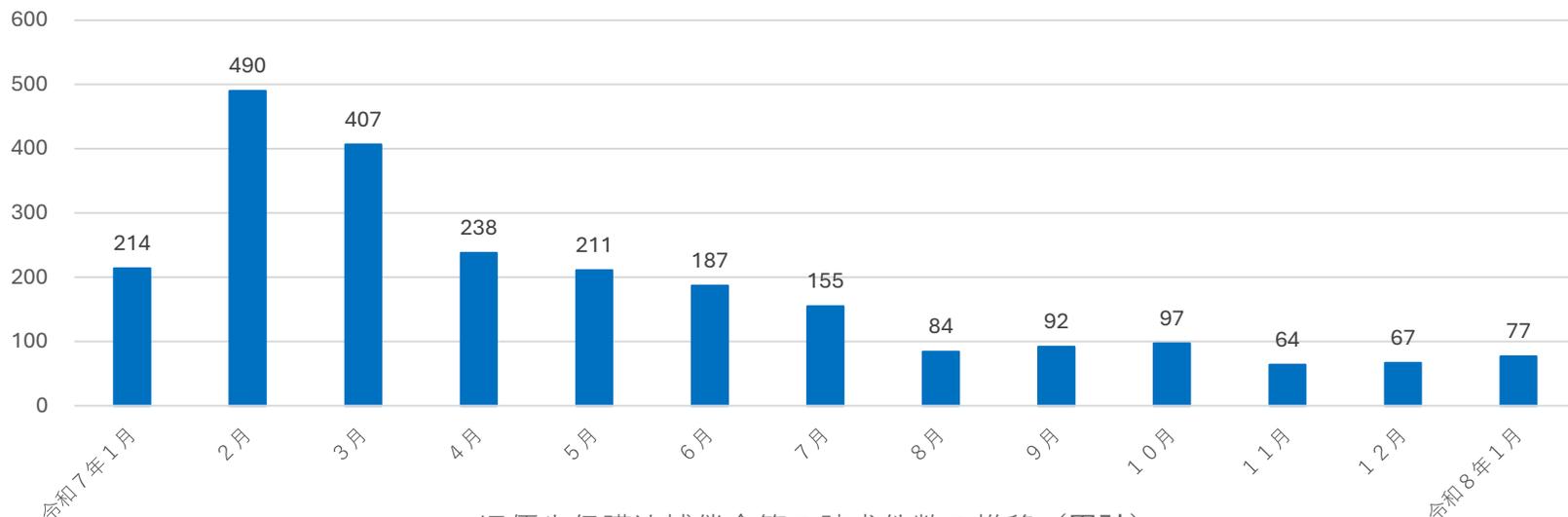
旧優生保護法補償金等の相談件数の推移（累計）



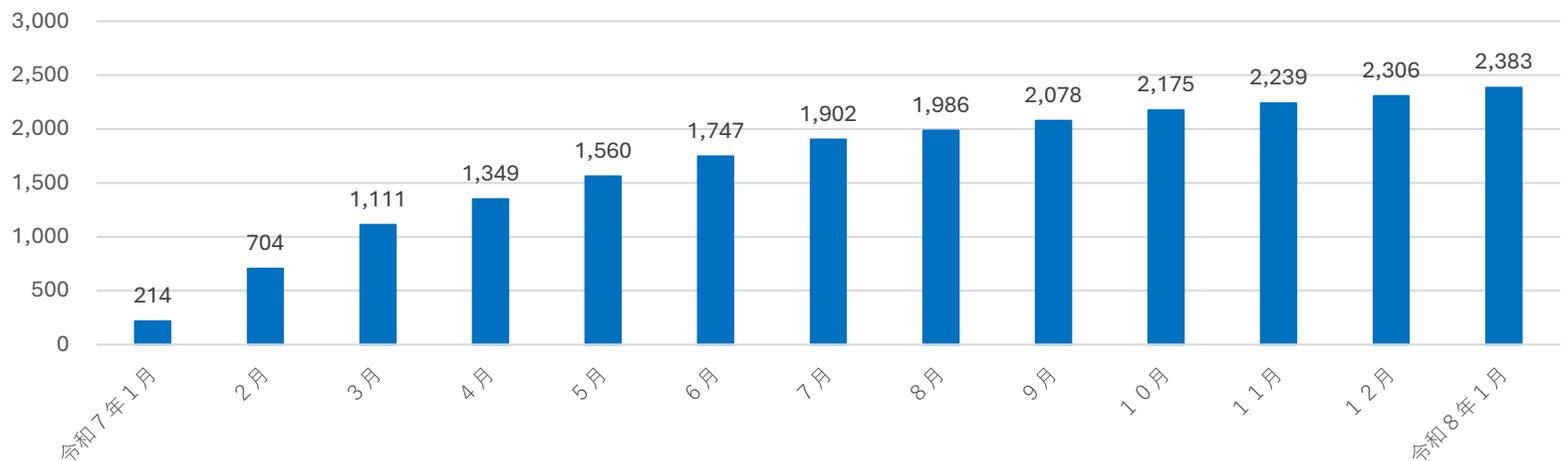
## 請求件数

- 令和7年2月が490件と一番多くの請求があったが、令和8年1月には77件となっている。
- 法施行直後に多く提出されていた、一時金既受給者の請求が少なくなってきたことに伴い、請求件数も減少傾向にあり、さらなる請求につなげるための取組が必要。

旧優生保護法補償金等の請求件数の推移



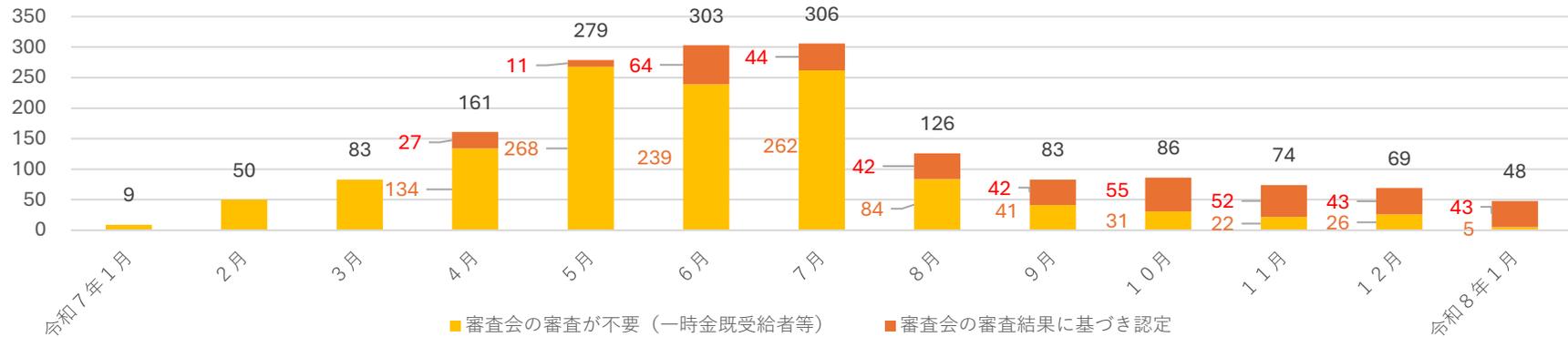
旧優生保護法補償金等の請求件数の推移（累計）



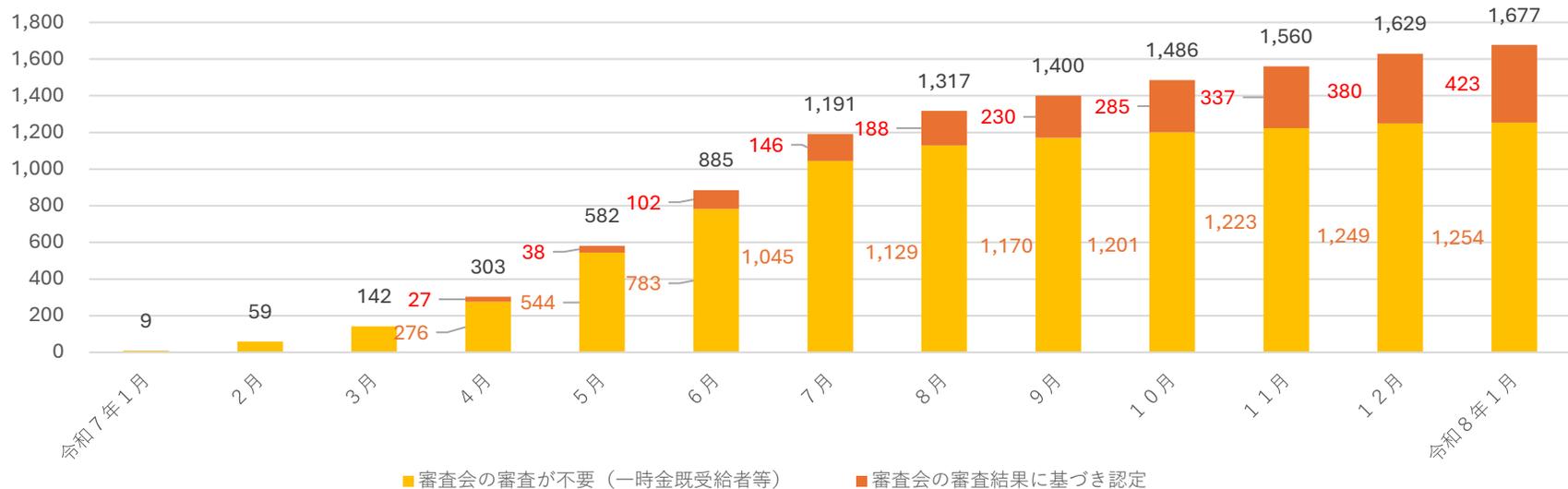
## 認定件数

- 令和8年1月の認定件数は48件となっており、累計では1,677件となっている。
- 補償金等の支給対象者であることが明らかな場合以外は、月1回程度開催する、補償金・優生手術等一時金認定審査部会と人工妊娠中絶一時金認定審査部会の審査結果に基づき、認定手続き等を進めている。

旧優生補償金等の認定件数の推移



旧優生補償金等の認定件数の推移（累計）



こ成母第30号  
医政総発0117第1号  
社援保発0117第2号  
社援地発0117第1号  
障企発0117第1号  
老高発0117第2号  
老認発0117第2号  
老老発0117第1号  
令和7年1月17日

各 都道府県知事 殿

こども家庭庁成育局母子保健課長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省医政局総務課長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省社会・援護局保護課長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省社会・援護局地域福祉課長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省老健局高齢者支援課長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省老健局老人保健課長  
( 公 印 省 略 )

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」の施行について（協力依頼）

平素よりこども家庭行政及び厚生労働行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本日、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成31年法律第14号）の全部を改正し、昭和23年制定の旧優生保護法に基づく優生手術等や人工妊娠中絶等を受けることを強いられて被害を受けた者に対する補償金、優生手術等一時金及び人工妊娠中絶一時金（以下「補償金等」という。）の支給に関し必要な事項等を定めた旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和6年法律第70号。以下「法」という。）が施行されました。

## ○ 今回の改正内容

法では、前文において、国会及び政府が、最高裁大法廷判決を真摯に受け止め、特定疾病等に係る方々を差別し、生殖を不能にする手術を強制してきたことに関し、日本国憲法に違反する立法行為を行い及びこれを執行するとともに、優生上の見地からの誤った目的に係る施策を推進してきたことについて、深刻にその責任を認め心から深く謝罪するとともに、これらの方々が特定疾病等を理由に人工妊娠中絶を強いられたことについても、心から深く謝罪することを記しております。

その上で、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人又は特定配偶者等に補償金を支給すること、優生手術等を受けた本人で生存している方に優生手術等一時金を支給すること及び人工妊娠中絶等を受けた本人で生存している方に人工妊娠中絶一時金を支給することを規定しております。

国及び都道府県は、補償金等の支給を受けようとする者に対する相談支援及び補償金等の支給の請求に関し利便を図るための措置を適切に講ずることとされているほか、国及び地方公共団体が、補償金等の支給等に係る必要な事務を行うこととなっております。

各都道府県におかれては、下記の内容をご了知いただき、貴管内の市町村や関係機関とも連携して、本制度の実施にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

## 記

### 1. 基本的な考え方

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者及び旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者（以下「支給対象者」という。）の多くが疾病や障害を抱えた方であることが想定され、また、請求者にとっては、当時のことを思い出す必要があること等、心理的な負担となることも想定されます。このため、請求者の心情を理解した上で、丁寧な相談・支援など、特段の配慮をお願いいたします。

また、周知・広報や相談支援等の実施に当たっては、旧優生保護法に係る対応部局のみならず、障害保健福祉部局や医療関係部局などにも密接に関係しますので、各都道府県におかれましては、それぞれの庁内関係部局間で連携いただきながら、丁寧な対応をお願いいたします。

## 2. 周知・広報

周知・広報については、各都道府県において、管内の市町村とも連携していただき、自治体広報誌など地域の広報媒体等を通じて積極的に対応いただきますよう、お願いします。特に、支給対象者の中には、障害福祉サービス等の行政サービスを利用している者も多いと想定されることから、管内の各市区町村にて、例えば以下のような機会等にポスター・リーフレットの配布を行っていただけるよう周知していただくとともに、必要に応じて、都道府県に設置された旧優生保護法補償金等支給担当窓口への案内等を行っていただきますようお願いいたします。

また、周知にあたって、都道府県が、既に支給対象者を把握している場合に、補償金等の支給対象になり得る旨を当該支給対象者に個別に通知することについては、「旧優生保護法一時金支給法に基づく一時金の既受給者に対する個別通知の実施等について（協力依頼）」（令和6年12月27日付けこ成母783号こども家庭庁成育局母子保健課長通知）、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」の個別通知に係る留意点等について」（令和7年1月14日付けこ成母第21-1号こども家庭庁成育局母子保健課長通知）及び「各都道府県における個別通知の先行事例集」の周知について」（令和7年1月15日付けこども家庭庁成育局母子保健課事務連絡）を踏まえた対応を行っていただきますよう、お願いいたします。

### <施設関係>

- ・ 管内の関係施設（医療機関、障害者支援施設、老人福祉施設、救護施設等）を通じた周知広報（ポスター・リーフレットの配布等）

等

### <障害福祉関係>

- ・ 療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付又は更新の手続等の機会を捉えた案内
- ・ 各種障害福祉サービスの利用手続等の機会を捉えた案内

等

<介護関係>

- ・ 要介護認定の申請手続等の機会を捉えた案内
- ・ 介護支援専門員が介護サービス受給者を訪問する機会を捉えた案内
- ・ 介護サービス事業者へのポスター・リーフレットの配布

等

<社会・援護関係>

- ・ 生活保護受給者が福祉事務所に来所した際や、福祉事務所の職員が生活保護受給世帯を訪問する機会を捉えた案内
- ・ 生活に困窮する方が相談窓口（自立相談支援機関）に来所した際の案内
- ・ 成年後見制度の利用に関する地域の相談窓口等に来所した際の案内や社会福祉協議会等が運営する権利擁護センター等へのポスター・リーフレットの配布

等

### 3. 相談支援

法第24条第2項において、国及び都道府県は、補償金等の支給を受けようとする者に対する相談支援、補償金等の支給の請求に関し利便を図るための措置を適切に講ずるものとされており、同条第3項においては、その際、支給対象者の多くが障害者であることを踏まえ、障害者支援施設、障害者支援団体等の協力を得るとともに、障害の特性に十分に配慮するものとされています。このため、都道府県において、請求者が相談・請求をしやすい体制の整備をお願いします。

その際、例えば、請求者が安心して相談できるよう、

- ・ 補償金等についての専用相談ダイヤルや庁内の専用窓口の設置
- ・ プライバシーに配慮した受付体制の整備
- ・ 障害がある方でも請求が円滑に行えるような配慮（筆談の準備や手話通訳者の配置、ホームページの読み上げ機能の活用等）
- ・ 弁護士会、医療関係者、障害者支援団体等の幅広い関係者の協力を得た相談支援の実施

等の配慮を行うことが考えられますので、積極的な対応をお願いします。

<添付資料>

別添1：旧優生保護法補償金等ポスター

別添2：旧優生保護法補償金等リーフレット

別添3：旧優生保護法補償金等リーフレット（分かりやすい版）

別添 4 : 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律関係資料 (関係法令・施行通知)

(照会先)

こども家庭庁成育局母子保健課

菅野、岡井、藤本

電話 : 03-6862-0505

# 旧優生保護法について 国からの謝罪とお願い

国は、旧優生保護法により、また、その存在を背景として、多くの方々が心身に多大な苦痛を受けてこられたことに、心より謝罪します。

国は、被害を受けた方々の名誉と尊厳が重んぜられるようにするとともに、被害の回復を図るための法律(補償法)をつくりました

障害や病気を理由に、こどもができなくなる手術や、こどもを生み育てたいと思っていた人が妊娠を続けられなくなる処置をされた方は、いらっしやいませんか？そのような話を聞いたご家族や関係者は、いらっしやいませんか？ぜひご相談ください。

優生保護法は、1948(昭和23)年から1996(平成8)年までであった法律です。

この法律により、病気や障害などのある人たちを『不良』とし、国の政策として、こどものできなくなる手術やこどもを生み育てたいと思っていた人が妊娠を続けられなくなる処置が行われてきました。その手術などが行われる際に、だましたり、説明もしなかったりする場合も少なくありません。

その被害は、こどもができなくなる手術をされた被害者が、約2万5000人、こどもを生み育てたかたにもかわらず妊娠を続けられない処置をされた被害者が、約5万9000人とされています。

最高裁判所は、2024(令和6)年7月3日に、優生保護法はできた時から憲法違反であったと判断し、国に賠償を命じました。

国は、最高裁判決に従い、旧優生保護法が憲法違反で、著しく人権を侵害した法律だったことを認め、多くの被害者を出したことを謝罪し、被害を受けた方々の名誉と尊厳が重んぜられるようにするとともに、被害の回復を図るための法律(補償法)をつくりました。

## 補償法について

\*いずれも、本人または家族の同意があった場合も受け取れます。

補償法(旧優生保護法補償金等支給法)による補償金

- こどもができなくなる手術をされた人 1500万円
  - その結婚相手 500万円
- \*ご本人が亡くなられた場合、遺族が受け取れます  
事実上の結婚もみとめられます

## 優生手術等一時金

- こどもができなくなる手術をされた人 320万円
- \*ご本人だけが受け取れます \*補償金もあわせて受け取れます

## 人工妊娠中絶一時金

- こどもを生み育てたかたのに旧優生保護法により妊娠を続けられなくなった人 200万円
- \*ご本人だけが受け取れます \*優生手術等一時金を受け取った場合は受け取れません

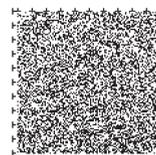
- 各都道府県に相談窓口があります(裏面を見てください)
- 申請手続きなどについては、弁護士が無料でサポートします
- 国(子ども家庭庁)にも、ぜひご相談ください

連絡先：電話 03-3595-2575

FAX 03-3595-2753

メールアドレス kodomokatei.hoshokin@cfa.go.jp

子ども家庭庁



と どう ふ け ん う け つ け そ う だ ん ま ど ぐ ち い ち ら ん  
都道府県 受付・相談窓口 一覧

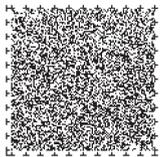
れい わ ね ん が つ に ち げ ん せい  
令和7年12月12日現在

都道府県	窓口	電話・FAX・メールアドレス・ホームページ
1 北海道	旧優生保護法に係る相談支援センター	電話 0120-031-711 FAX 011-232-4240 hofuku.kodomo1@pref.hokkaido.lg.jp
2 青森県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 017-734-9056 (専用) FAX 017-734-8091 kyuyuseihogoho-sodan@pref.aomori.lg.jp
3 岩手県	旧優生保護法補償金等相談窓口	電話 019-624-6015 (専用) FAX 019-629-5464 AD0007@pref.iwate.jp
4 宮城県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 022-211-2322 (専用) FAX 022-211-2591 kosodates@pref.miyagi.lg.jp
5 秋田県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 018-860-1431 (専用) FAX 018-860-3821 hoken@pref.akita.lg.jp
6 山形県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 023-630-2459 (専用) FAX 023-625-4294 yusei@pref.yamagata.jp
7 福島県	旧優生保護法に関する相談窓口	電話 024-521-8294 (専用) FAX 024-521-7747 boshihoken@pref.fukushima.lg.jp
8 茨城県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 029-301-3270 (専用) FAX 029-301-3264 shoutai1@pref.ibaraki.lg.jp
9 栃木県	旧優生保護法関係相談窓口	電話 028-623-3064 FAX 028-623-3070 boshihoken@pref.tochigi.lg.jp
10 群馬県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 027-226-2606 FAX 027-226-2100 jidouka@pref.gunma.lg.jp
11 埼玉県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 048-831-2777 (専用) FAX 048-830-4804 a3570-12@pref.saitama.lg.jp
12 千葉県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 043-223-4501 (専用) FAX 043-222-9939 https://www.pref.chiba.lg.jp/jika/boshi/yuseihogo/toiwase.html
13 東京都	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 03-5320-4206 (専用) FAX 03-5388-1401 S1140201@section.metro.tokyo.jp
14 神奈川県	旧優生保護法に関する補償金等支給受付・相談窓口	電話 045-663-1250 (専用) 045-285-0716 FAX 045-210-8860 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/nf5/yuse-toiwase.html
15 新潟県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 025-280-5933 (専用)のほかに県保健所 FAX 025-285-8757 ngt040240@pref.niigata.lg.jp
16 富山県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 076-444-3525 (専用) FAX 076-444-3493 akodomokatei@pref.toyama.lg.jp
17 石川県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 076-225-1495 (専用) FAX 076-225-1423 yuuseihogo@pref.ishikawa.lg.jp
18 福井県	健康福祉部 こども未来課、県内各健康福祉センター	電話 0776-20-0286 (こども未来課)のほかに県内各健康福祉センター FAX 0776-20-0640 kodomomirai@pref.fukui.lg.jp
19 山梨県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 055-223-1360 (専用) FAX 055-223-1475 kosodate@pref.yamanashi.lg.jp
20 長野県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 026-235-7143 (専用) FAX 026-235-7170 yu-sodan@pref.nagano.lg.jp
21 岐阜県	旧優生保護法補償金等支給受付・相談窓口	電話 058-272-0877 (専用) FAX 058-278-3518 yusei-sodan@govt.pref.gifu.jp
22 静岡県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 054-221-3157 (専用) FAX 054-221-3521 kodomo-m@pref.shizuoka.lg.jp
23 愛知県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 052-954-6009 (専用) FAX 052-954-7493 kokoro@pref.aichi.lg.jp
24 三重県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 059-224-2260 (専用) FAX 059-224-2270 sodachi@pref.mie.lg.jp
25 滋賀県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口(子育て支援課)	電話 077-528-3567 FAX 077-528-4868 boshihoken@pref.shiga.lg.jp
26 京都府	京都府旧優生保護法補償金等相談ダイヤル	電話 075-451-7100 (専用) FAX 075-414-4792 kyuhu-hoshokin@pref.kyoto.lg.jp
27 大阪府	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 06-6944-8196 (専用) FAX 06-6910-6610 ysoudan@gbox.pref.osaka.lg.jp
28 兵庫県	旧優生保護法専用相談窓口	電話 078-362-3439 (専用) FAX 078-362-3913 kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp
29 奈良県	奈良県旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 0742-27-8643 (専用) FAX 0742-27-8643 boshihoken@office.pref.nara.lg.jp
30 和歌山県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 073-441-2657 FAX 073-428-2325 e0412001@pref.wakayama.lg.jp
31 鳥取県	旧優生保護法総合相談窓口	電話 0857-26-7145 (福祉保健課)のほかに県内総合事務所 FAX 0857-26-8116 yuuseisoudan@pref.tottori.lg.jp
32 島根県	旧優生保護法補償金等相談窓口	電話 0120-012974 (専用)0852-22-6625 (専用) FAX 0852-22-6328 yuuseisoudan@pref.shimane.lg.jp
33 岡山県	旧優生保護法相談窓口	電話 086-226-7870 (専用) FAX 086-225-7283 yuuseihogo@pref.okayama.lg.jp
34 広島県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 082-227-1040 (専用) FAX 082-502-3674 fukodomo@pref.hiroshima.lg.jp
35 山口県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 083-933-2946 (専用) FAX 083-933-2759 a13300@pref.yamaguchi.lg.jp
36 徳島県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 088-621-2300 (専用)のほかに県保健所 FAX 088-621-2843 kosodateouenka@pref.tokushima.lg.jp
37 香川県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 087-832-3900 (専用) FAX 087-806-0207 kodomokatei@pref.kagawa.lg.jp
38 愛媛県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 089-912-2405 (健康増進課)のほかに県保健所 FAX 089-912-2399 healthpro@pref.ehime.lg.jp
39 高知県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 088-823-9727 (専用) FAX 088-823-9658 yuuseihogo@ken.pref.kochi.lg.jp
40 福岡県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 092-632-5175 (専用) FAX 092-643-3260 kyuyusei@pref.fukuoka.lg.jp
41 佐賀県	旧優生保護法相談窓口	電話 0120-525-856 (専用) FAX 0952-25-7300 kodomo-katei@pref.saga.lg.jp
42 長崎県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 095-895-2446 (専用) FAX 095-825-6470 s04820@pref.nagasaki.lg.jp
43 熊本県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 096-333-2352 (専用) FAX 096-383-1427 yuusei@pref.kumamoto.lg.jp
44 大分県	旧優生保護法相談窓口	電話 097-506-2760 (専用) FAX 097-506-1735 sodan12210@pref.oita.jp
45 宮崎県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 0985-26-0210 (専用) FAX 0985-26-7336 kenkozoshin@pref.miyazaki.lg.jp
46 鹿児島県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 099-286-3374 (専用) FAX 099-286-5561 yu-hosho@pref.kagoshima.lg.jp
47 沖縄県	こども未来部子育て支援課母子保健班	電話 098-866-2457 FAX 098-866-2433 aa031305@pref.okinawa.lg.jp

こども家庭庁旧優生保護法補償金等相談窓口

☎ 電話番号 03-3595-2575 ☎ FAX 03-3595-2753  
✉ メールアドレス kodomokatei.hoshokin@cfa.go.jp

🕒 受付時間 10:00~17:00  
(月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。)



このマークは、視覚に頼れない方などが使う音声コードです。

こども家庭庁

※窓口に関する詳細は、旧優生保護法補償金等特設サイトや各都道府県のホームページなどをご確認ください。

旧優生保護法補償金等特設サイト  
(手話字幕動画もご覧いただけます。)

